

ラブちゃんでんき 電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき)
新旧対照表

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更
- ・東北/東京/中部/関西/中国/四国エリア版と九州エリア版の統合

2. 電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後								
表紙	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) (東北/東京/中部/関西/中国/四国/九州エリア) 小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) (東北/東京/中部/関西/中国/四国/九州エリア) 小売電気事業者：九州電力株式会社								
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。								
第4条 第1項	<p>1. ラブちゃんでんき (東北 B / 東京 B / 中部 B)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中部エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ</td> </tr> </table>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ	中部エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ	<p>1. ラブちゃんでんき (東北 B / 東京 B / 中部 B / 九州 B)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中部、九州エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ</td> </tr> </table>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ	中部、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ									
中部エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ									
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ									
中部、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ									

	<p>(4)電気料金</p> <p>1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙4(料金メニュー表)次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p> <p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙4(料金メニュー表)最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>	<p>(4)電気料金</p> <p>1月の料金は、<u>料金メニュー約款別紙4</u>(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき<u>料金メニュー約款別紙4</u>(料金メニュー表)次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって<u>料金メニュー約款別紙4</u>(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p> <p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が<u>料金メニュー約款別紙4</u>(料金メニュー表)最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、<u>料金メニュー約款別紙4</u>(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>								
<p>第4条 第2項</p>	<p>2. ラブちゃんでんき (東北C/東京C/中部C)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="277 1912 842 2132"> <tr> <td data-bbox="277 1912 539 2096">東北、東京エリア</td> <td data-bbox="539 1912 842 2096">標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 2096 539 2132">中部エリア</td> <td data-bbox="539 2096 842 2132">標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ	中部エリア	標準周波数 60 ヘルツ	<p>2. ラブちゃんでんき (東北C/東京C/中部C/<u>九州C</u>)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="900 1912 1465 2132"> <tr> <td data-bbox="900 1912 1161 2096">東北、東京エリア</td> <td data-bbox="1161 1912 1465 2096">標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 2096 1161 2132">中部、<u>九州</u>エリア</td> <td data-bbox="1161 2096 1465 2132">標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ	中部、 <u>九州</u> エリア	標準周波数 60 ヘルツ
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ									
中部エリア	標準周波数 60 ヘルツ									
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ									
中部、 <u>九州</u> エリア	標準周波数 60 ヘルツ									

	ただし、長野県の一部は50ヘルツ	ただし、長野県の一部は50ヘルツ
	<p>(4)電気料金 1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p>	<p>(4)電気料金 1月の料金は、料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p>
第4条第3項	<p>3. ラブちゃんでんき(関西A/中国A/四国A(四国))</p> <p>(4)電気料金 1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 料金</p>	<p>3. ラブちゃんでんき(関西A/中国A/四国A(四国))</p> <p>(4)電気料金 1月の料金は、料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 料金</p>

	最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。	最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。								
第 4 条 第 4 項	<p>4. ラブちゃんでんき (関西 B / 中国 B / A (四国))</p> <p>(4)電気料金</p> <p>1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。</p>	<p>4. ラブちゃんでんき (関西 B / 中国 B / A (四国))</p> <p>(4)電気料金</p> <p>1 月の料金は、<u>料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表)</u> に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき<u>料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表)</u> のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって<u>料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表)</u> にもとづいて算定いたします。</p>								
第 4 条 第 5 項	<p>5. ラブちゃんでんき低圧電力 (東北/ 東京/ 中部/ 関西/ 中国/(四国))</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="277 1720 842 2011"> <tr> <td>東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は 60 ヘルツ</td> </tr> <tr> <td>中部、関西、中国エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金</p> <p>1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定め</p>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は 60 ヘルツ	中部、関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ	<p>5. ラブちゃんでんき低圧電力 (東北/ 東京/ 中部/ 関西/ 中国/(四国)/九州)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="900 1720 1465 2011"> <tr> <td>東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は 60 ヘルツ</td> </tr> <tr> <td>中部、関西、中国、<u>四国、九州</u>エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金</p> <p>1 月の料金は、<u>料金メニュー約款別紙 4 (料金メ</u></p>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は 60 ヘルツ	中部、関西、中国、 <u>四国、九州</u> エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は 60 ヘルツ									
中部、関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ									
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は 60 ヘルツ									
中部、関西、中国、 <u>四国、九州</u> エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ									

	<p>る基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。</p>	<p>ニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。</p>		
<p>第 4 条 第 6 項</p>	<p>6. ラブちゃんでんき e-プラン H ※2024 年 4 月 1 日時点 新規受付停止</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="268 1554 836 1626"> <tr> <td data-bbox="268 1554 501 1626">関西、中国、四国 エリア</td> <td data-bbox="501 1554 836 1626">標準周波 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(3) 契約容量 (a) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯 B に準じて定めます。</p>	関西、中国、四国 エリア	標準周波 60 ヘルツ	<p>6. ラブちゃんでんき e-プラン H (四国エリア) ※2024 年 4 月 1 日時点 新規受付停止</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約容量 (1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボ</p>
関西、中国、四国 エリア	標準周波 60 ヘルツ			

	<p>(b) 別紙 2 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1) にかかわらず、契約容量は、原則として、次の (イ) によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ) によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	<p>ルト) × 1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000</p> <p>(2) 料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) にかかわらず、契約容量は、原則として、次の (イ) によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ) によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>
--	--	--

	<p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 4（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって別紙 4（料金メニュー表）にもとづいて算定いたします。</p>	<p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき<u>料金メニュー約款別紙 4</u>（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって<u>料金メニュー約款別紙 4</u>（料金メニュー表）にもとづいて算定いたします。</p>		
<p>第 4 条 第 7 項</p>	<p>7. ラブちゃんでんき e-プラン L（四国エリア） ※2024 年 4 月 1 日時点 新規受付停止</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 969 834 1043"> <tr> <td data-bbox="264 969 499 1043">関西、中国、四国 エリア</td> <td data-bbox="499 969 834 1043">標準周波 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(3) 契約容量 <u>(a) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯 B に準じて定めます。</u></p> <p>(b)別紙 2（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち料金メニュー約款別紙 2（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次の (イ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ)によって</p>	関西、中国、四国 エリア	標準周波 60 ヘルツ	<p>7. ラブちゃんでんき e-プラン L（四国エリア） ※2024 年 4 月 1 日時点 新規受付停止</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、<u>標準周波数 60 ヘルツ</u>といたします。</p> <p>(3) 契約容量 <u>(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</u></p> <p><u>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</u> <u>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000</u> <u>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</u></p> <p><u>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</u> <u>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000</u></p> <p>(2) <u>料金メニュー約款別紙 2（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち料金メニュー約款別紙 2（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、料金メニュー約款別紙 2（夜間蓄熱式機器）(1)にかかわらず、契約容量</u></p>
関西、中国、四国 エリア	標準周波 60 ヘルツ			

<p>えた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4)電気料金</p> <p>1月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。</p>	<p>は、原則として、次の(イ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4)電気料金</p> <p>1月の料金は、料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。</p>
--	---

(追加)
別紙 4 料金メニュー表
7.九州エリア

(1) ラブちゃんでんき九州 B

区分		ラブちゃんでんき九州 B
基本料金	契約電流 20A	522 円 48 銭
	契約電流 30A	783 円 72 銭
	契約電流 40A	1,044 円 96 銭
	契約電流 50A	1,306 円 20 銭
	契約電流 60A	1,567 円 44 銭
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWh まで	18 円 42 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで	23 円 56 銭
	300kWh 超過	25 円 19 銭
最低月額料金		335 円 34 銭

(2) ラブちゃんでんき九州 C

区分		ラブちゃんでんき九州 C
基本料金	契約容量 1kVA につき	316 円 24 銭
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWh まで	17 円 89 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで	22 円 16 銭
	300kWh 超過	24 円 79 銭

(3) ラブちゃんでんき九州低圧電力

区分		ラブちゃんでんき九州低圧電力
基本料金	契約電力 1kW につき	952 円 38 銭
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季料金	契約電力 ×150kWh まで 17 円 40 銭 上記超過 26 円 10 銭
	その他季料金	契約電力 ×150kWh まで 15 円 71 銭 上記超過 23 円 57 銭